

誰もが嫌いな
特151条
(民訴の準用)
「俺も嫌いだよ!!」

第1章 特145⑥⑦、147を準用

第2章 期日 民訴93条(期日の指定)、
94(期日90日超)を準用

第3章 証拠
総則 民訴179条～188条

第4章 証拠
証人尋問 民訴190条～206条

第5章 証拠
当事者尋問 民訴207条～211条

第6章 証拠
鑑定 民訴212条～218条

第7章 証拠
書面 〃 219条～231条

第8章 証拠
檢言証 〃 232条1項～233条

第9章 証拠
証拠保全 〃 234条～242条

第10章 証拠
簡易裁判所における証人尋問 278条

テープコード

--	--	--

【証拠調及び証拠保全（151条）】

第145条第6条及び7項並びに第147条並びに民事訴訟法第93条第1項（期日の指定）、第94条（期日の呼出し）、第179条から第181条まで、第183条から第186条まで、第188条、第190条、第191条、第195条から第198条まで、第199条第1項、第201条から第204条まで、第206条、第207条、第210条から第213条まで、第214条第1項から第3項まで、第215条から第222条まで、第223条第1項から第6項まで、第226条から第228条まで、第229条第1項から第3項まで、第231条、第232条第1項、第233条、第234条、第236条から第238条まで、第240条から第242条まで（証拠）及び第278条（尋問等に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。

この場合において、同法第179条中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第204条及び第215条の3中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

特145条6項（ウェブ会議システム等による口頭審理（オンライン審理））R3改

審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、経済産業省令で定めるところにより、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、第三項の期日における手続を行うことができる。

特145条7項（オンラインで審理に関与した場合における出頭擬制）R3改

第3項の期日に出頭しないで前項の手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなす。

特147条（調書）

- 1 第145条1項又は2項ただし書〔審理の方式〕の規定による口頭審理による審判については、審判書記官は、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。
- 2 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に関して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。
- 3 民訴法160条2項及び3項（口頭弁論調書）の規定は、第1項の調書に準用する。

<民訴160条1項を準用していない理由>

∴ 特147条1項と実質的にイコールだから。

テープコード

--	--	--

民訴160条（口頭弁論調書）

- 1 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに調書を作成しなければならない。
- 2 調書の記載について当事者その他の関係人が異議を述べたときは、調書にその旨を記載しなければならない。
- 3 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調書によってのみ証明することができる。ただし、調書が滅失したときは、この限りでない。

（解説）

本条は、証拠調べ又は証拠保全に関する準用条文について規定したものである。まず、民事訴訟法第二編第四章証拠の規定の大部分が準用になる。

同法179条以下がそれであり、証拠調べ及び証拠保全の手続はこれらの規定によつて規律される。ただし、特許法における審判が職権主義によって貫かれている以上、当事者主義と関連する規定は準用されない。たとえば、民訴224条1項は「当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。」という規定であるが、審判における証拠調べ、証拠保全には準用されない。同様の趣旨から準用を除外されているのは、民事訴訟法208条〔不出頭等の効果〕、224条2項〔当事者が相手方の使用を妨げる目的で文書を滅失させた場合〕、229条4項〔文書の成立の真否に関する举証者の主張〕である。

次に審判官は準司法的機能を営むのであるが、裁判官とは異なり、過料の決定をしたり、勾引を命じたりすることはできないとされている。そのため、本条では民事訴訟法の規定のうち、過料の決定、その決定に対する即時抗告、及び勾引に関する規定（民訴192条から194条までの多くの規定）を準用していない。

やや特殊なのは同法235条である。これは証拠保全の管轄を定めたものであるが、証拠保全の管轄については前条に特別規定があるので不要とされた。

先に述べたように、証拠に関する規定を準用しただけでは不十分である。特許法145条6項・7項〔ウェブ会議等システム〕、147条〔調書〕、民訴93条1項〔期日の指定〕、94条〔期日の呼出し〕を準用したのは、実際上の便宜を顧慮したことである。

読替規定のうち、当事者が自白した事実を除いたのは、職権主義のもとでは当事者が自白した事実についても証拠調べが行われることがあるからである。

以下、本条において準用する民事訴訟法の規定を掲載する。

テープコード

--	--	--

民訴93条（期日の指定及び変更）

- 1 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。
- 2 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。
- 3 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許す。ただし、最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許す。
- 4 前項の規定にかかわらず、弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

<民訴93条2項を準用していない理由>

：特許庁としては「日曜日その他の一般の休日」に業務を行いたくないから。

<民訴93条3項、4項を準用していない理由>

：代わりに、特5条2項（期日指定の変更）の規定があるから。

民訴94条（期日の呼出し）

TEL、FAX、X-ル等

- 1 期日の呼出しがは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に對し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

民訴179条（証明することを要しない事実）

裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

【コメント】

特151条では、民訴179条の準用に際し、読替規定が設けられており、「自白した事実」については削除され、「顕著な事実」のみ準用されている。つまり、「自白した事実」は要証だが、「顕著な事実」は不要証ということである。

テープコード

--	--	--

民訴180条（証拠の申出）

- 1 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。
- 2 証拠の申出は、期日前においてもすることができる。

民訴181条（証拠調べを要しない場合）

- 1 裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。
- 2 証拠調べについて不定期間の障害があるときは、裁判所は、証拠調べをしないことができる。

民訴182条（集中証拠調べ）

証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。

<民訴182条を準用していない理由>

：特151条では、そもそも、民事訴訟法「第三章 口頭弁論及びその準備」（民訴148条～178条）を準用しておらず、その中には、「第三節 争点及び証拠の整理手続」（民訴164条～178条）が含まれているから。

民訴183条（当事者の不出頭の場合の取扱い）

証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。

（＝特152条）

民訴184条（外国における証拠調べ）

- 1 外国においてすべき証拠調べは、その国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託してしなければならない。
- 2 外国においてした証拠調べは、その国の法律に違反する場合であっても、この法律に違反しないときは、その効力を有する。

テープコード

--	--	--

民訴185条（裁判所外における証拠調べ）

- 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。この場合においては、合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して証拠調べをさせることができる。
- 前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。

≠ 特194条2項

裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

民訴187条（参考人等の審尋）

- 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。
- 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことのできる審尋の期日においてしなければならない。

<民訴187条を準用していない理由>

∴ 代わりに、特134条4項（当事者・参加人審尋）の規定があるから。

なお、産業財産権法において、「参考人」（=ある事件について、参考となる知識・情等を有している者）という概念は全く存在しない。

△報

民訴188条（疎明）

疎明は、即時に取り調べができる証拠によってしなければならない。

→ cf. 民訴198条

民訴189条（過料の裁判の執行）

<民訴189条を準用していない理由>

∴ 審判官は準司法的機能を営むのであるが、裁判官とは異なり、過料の決定をすることはできないからである（青本特151条参照）。

テープコード

--	--	--

民訴 190 条（証人義務）

裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

民訴 191 条（公務員の尋問）

- 1 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならない。
- 2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

民訴 192 条（不出頭に対する過料等）**民訴 193 条（不出頭に対する罰金等）****民訴 194 条（勾引）**

<民訴 192 条～194 条を準用していない理由>

：審判官は準司法的機能を當むのであるが、裁判官とは異なり、過料や罰金の決定をしたり、当事者や証人等を捕らえて連行することはできないからである（青本特 151 条参照）。

民訴 195 条（受命裁判官等による証人尋問）

裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。

- 一 証人が受訴裁判所に出頭する義務がないとき、又は正当な理由により出頭することができないとき。
- 二 証人が受訴裁判所に出頭するについて不相当な費用又は時間を要するとき。
- 三 現場において証人を尋問することが事実を発見するために必要であるとき。
- 四 当事者に異議がないとき。

テープコード

--	--	--

民訴 196 条（証言拒絶権）

証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

- 一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、又はあったこと。
- 二 後見人と被後見人の関係にあること。

民訴 197 条（証言拒絶権）

1 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

- 一 第 191 条第 1 項の場合
- 二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合
- 三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合
- 2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

民訴 198 条（証言拒絶の理由の疎明）

証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。

民訴 199 条（証言拒絶についての裁判）

- 1 第 197 条第 1 項第 1 号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。
- 2 前項の裁判に対しては、当事者及び証人は、即時抗告をすることができる。

<民訴 199 条 2 項を準用していない理由>

∴ 代わりに、手続上の瑕疵に違法性があるものとして、審決取消訴訟を提起し得るからであると考えられる。

テープコード

--	--	--

民訴 200 条（証言拒絶に対する制裁）

第192条（不出頭に対する過料等）及び第193条（不出頭に対する罰金等）の規定は、証言拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく証言を拒む場合について準用する。

<民訴 200 条を準用していない理由>

∴ 審判官は準司法的機能を営むのであるが、裁判官とは異なり、過料や罰金の決定をすることはできないからである（青本特 151 条参照）。

民訴 201 条（宣誓）

- 1 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。
- 2 16 歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。
- 3 第 196 条の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができる。
- 4 証人は、自己又は自己と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。
- 5 第 198 条及び第 199 条の規定は証人が宣誓を拒む場合について、第 192 条及び第 193 条の規定は宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に証人が正当な理由なく宣誓を拒む場合について準用する。

→ 証明 例 → 証言拒絶の裁判 → 不許用

民訴 202 条（尋問の順序）

1 民訴 215 条 92

- 1 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序です。
- 2 裁判長は、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。
- 3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

民訴 203 条（書類に基づく陳述の禁止）

証人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

テープコード

--	--	--

民訴 203 条の 2 (付添い)

- 1 裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。
- 2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。
- 3 当事者が、第一項の規定による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

民訴 203 条の 3 (遮蔽の措置)

- 1 裁判長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係（証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。次条第2号において同じ。）その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前（同条に規定する方法による場合を含む。）において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その当事者本人又は法定代理人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。
- 2 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定による裁判長の処置について準用する。

テープコード

--	--	--

民訴 204 条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）**≠ 民訴 215 条の 3**

裁判所は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。

- 一 証人が遠隔の地に居住するとき。
- 二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるとき。

民訴 205 条（尋間に代わる書面の提出）

~~裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋間に代え、書面の提出をさせることができる。~~

<民訴 205 条を準用していない理由>

本条は、証人が遠隔の地に居住し、病気である等の理由により出頭が困難である場合に、当事者の異議がないことを条件として、証人尋間に代えて書面を提出させ、当該書面を証拠とすることができるものと規定したものである。この規定を準用していない理由は、正直わからない。なので、あくまで憶測であるが、「当事者に異議がないときは」という当事者主義的文言が、職権主義を採用する審判に馴染まないために、準用していないものと考えられる。そのため、審判では、当事者に異議があるか否かに関係なく、審判官の職権で、証人尋間に代え、書面の提出をさせることができるということではなかろうか。

民訴 206 条（受命裁判官等の権限）**≠ 民訴 215 条の 4**

受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第 202 条第 3 項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

順番を正に守らなければ

テープコード

--	--	--

民訴 207 条（当事者本人の尋問）

- 1 裁判所は、申立てにより又は職権で、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。
- 2 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人の尋問をする。ただし、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

民訴 208 条（不出頭等の効果）

当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

<民訴 208 条を準用していない理由>

∴ 真実擬制は、明らかに職権主義に反するからである。

民訴 209 条（虚偽の陳述に対する過料）

- 1 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。
- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 3 第1項の場合において、虚偽の陳述をした当事者が訴訟の係属中その陳述が虚偽であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

<民訴 209 条を準用していない理由>

∴ この規定の代わりに、**特 202 条の規定**があるからである。

原告裁判官等の権限

民訴 210 条（証人尋問の規定の準用）

第 195 条、第 201 条第 2 項、第 202 条から第 204 条まで及び第 206 条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

原告裁判官等の権限	16(未満)	202(尋問の権限)	204(オーバル尋問)
12(証人尋問)	の範囲	203(被疑に基づく陳述の禁止)	203-2(付添い)
13(証人尋問)	の範囲	203-3(しゃへい措置)	

テープコード

--	--	--

民訴 211 条 (法定代理人の尋問)

この法律中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。ただし、当事者本人を尋問することを妨げない。

民訴 212 条 (鑑定義務)

- 1 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。
- 2 第 196 条又は第 201 条第 4 項の規定により証言又は宣誓を拒むことができる者と同一の地位にある者及び同条第 2 項に規定する者は、鑑定人となることができない。
 → 証言拒絶権
 (親が子に及ぼす影響を考慮)
 宣誓拒絶可
 16 才未満
 の者

民訴 213 条 (鑑定人の指定)

鑑定人は、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が指定する。

特
= 214 条 2 款

民訴 214 条 (忌避)

- 1 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。鑑定人が陳述をした場合であっても、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。
- 2 忌避の申立ては、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官にしなければならない。
- 3 忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 4 忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

41

<民訴 214 条を準用していない理由>

∴ 代わりに、手続上の瑕疵に違法性があるものとして、審決取消訴訟を提起し得るからであると考えられる。

民訴 215 条 (鑑定人の陳述の方式等)

- 1 裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。
- 2 裁判所は、鑑定人に意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、鑑定人に更に意見を述べさせることができる。

テープコード

--	--	--

民訴 215 条の 2 (鑑定人質問)

⇒ 民訴 202 条

- 1 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることができる。
- 2 前項の質問は、裁判長、その鑑定の申出をした当事者、他の当事者の順序でする。
- 3 裁判長は、適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。
- 4 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

民訴 215 条の 3 (映像等の送受信による通話の方法による陳述)

⇒ 民訴 204 条

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

民訴 215 条の 4 (受命裁判官等の権限)

⇒ 民訴 206 条

受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第 215 条の 2 第 4 項の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

民訴 216 条 (証人尋問の規定の準用)

第 191 条の規定は公務員又は公務員であった者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合について、第 197 条から第 199 条までの規定は鑑定人が鑑定を拒む場合について、第 201 条第 1 項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第 192 条及び第 193 条の規定は鑑定人が正当な理由なく出頭しない場合、鑑定人が宣誓を拒む場合及び鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

↓
この部分は準用といひたいとと思われる。

テープコード

--	--	--

民訴 217 条（鑑定証人）

特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問については、証人尋問に関する規定による。

民訴 218 条（鑑定の嘱託）

≠ 民訴 184 条、186 条

- 裁判所は、必要があると認めるときは、官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は相当の設備を有する法人に鑑定を嘱託することができる。この場合においては、宣誓に関する規定を除き、この節の規定を準用する。
- 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定書の説明をさせることができる。

民訴 219 条（書証の申出）

≠ 特種 105 条 1 項

書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

民訴 220 条（文書提出義務）

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 举証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めるとき。
- 文書が举証者の利益のために作成され、又は举証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 前三号に掲げる場合のほか、文書が次のいずれにも該当しないとき。
 - 文書の所持者又は文書の所持者と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
 - 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

テープコード

--	--	--

民訴 221 条（文書提出命令の申立て）

- 1 文書提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 文書の表示
二 文書の趣旨
三 文書の所持者
四 証明すべき事実
五 文書の提出義務の原因
- 2 前条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。

民訴 222 条（文書の特定のための手続）

- 1 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時においては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書についての同項第1号又は第2号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。*must*
- 2 前項の規定による申出があったときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにすることを求めることができる。

テープコード

--	--	--

民訴 223 条（文書提出命令等）

≠ 223条ノ次

- 1 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。
- 2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
- 3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第 220 条第 4 号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合には、その申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該文書が同号口に掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。
- 4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第 220 条第 4 号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。
 - 一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- 5 第三項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第 220 条第 4 号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聞くものとする。
- 6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第 220 条第 4 号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

テープコード

--	--	--

民訴 224 条（当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果）

- 1 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

<民訴 224 条を準用していない理由>

∴ 真実擬制は、明らかに職権主義に反するからである。

民訴 225 条（第三者が文書提出命令に従わない場合の過料）

- 1 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、20 万円以下の過料に処する。
- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

<民訴 225 条を準用していない理由>

∴ 審判官は準司法的機能を営むのであるが、裁判官とは異なり、過料の決定をすることはできないからである（青本特 151 条参照）。

けりに 20 万円かかる。

民訴 226 条（文書送付の嘱託）

書証の申出は、第 219 条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求める能够な場合は、この限りでない。

民訴 227 条（文書の留置）

裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留め置くことができる。

テープコード

--	--	--

民訴 228 条（文書の成立）

- 1 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。
- 2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。
- 3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。
- 4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
- 5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

民訴 229 条（筆跡等の対照による証明）

- 1 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる。
- 2 第 219 条、第 223 条、第 224 条第 1 項及び第 2 項、第 226 条並びに第 227 条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。
- 3 対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
- 4 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する証言者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。
- 5 第三者が正当な理由なく第 2 項において準用する第 223 条第 1 項の規定による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、10 万円以下の過料に処する。
- 6 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

<民訴 229 条 4 項～6 項を準用していない理由>

∴ 真実擬制は、明らかに職権主義に反するからである。

イタカリに
ある

審判官は、裁判官と異なり、過料の決定ができないからである。

4月20日
あり

審判においては、即時抗告は認められていないからである。

民訴 230 条（文書の成立の真正を争った者に対する過料）

- 1 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争ったときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

テープコード

--	--	--

- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 3 第1項の場合において、文書の成立の真正を争った当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

<民訴 230 条を準用していない理由>

∴ 審判官は準司法的機能を営むのであるが、裁判官とは異なり、過料の決定をすることはできないからである（青本特 151 条参照）。

民訴 231 条（文書に準ずる物件への準用）

この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

民訴 232 条（検証の目的の提示等）

- 1 第 219 条、第 223 条、第 224 条、第 226 条及び第 227 条の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。
- 2 第三者が正当な理由なく前項において準用する第 223 条第 1 項の規定による提示の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、20 万円以下の過料に処する。
- 3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。→ 不準用

<民訴 232 条 2 項、3 項を準用していない理由>

∴ 審判官は準司法的機能を営むのであるが、裁判官とは異なり、過料の決定をすることはできず、審判において、即時抗告は認められていないからである。

民訴 233 条（検証の際の鑑定）

cf. 年々ノ1条の2. 105-2-12

裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、検証をするに当たり、必要があると認めるときは、鑑定を命ずることができる。

民訴 234 条（証拠保全）

裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる。

テープコード

--	--	--

民訴 235 条（管轄裁判所等）

- 訴えの提起後における証拠保全の申立ては、その証拠を使用すべき審級の裁判所にしなければならない。ただし、最初の口頭弁論の期日が指定され、又は事件が弁論準備手続若しくは書面による準備手続に付された後口頭弁論の終結に至るまでの間は、受訴裁判所にしなければならない。
- 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。
- 急迫の事情がある場合には、訴えの提起後であっても、前項の地方裁判所又は簡易裁判所に証拠保全の申立てをすることができる。

<民訴 235 条を準用していない理由>

∴ 代わりに、特 150 条の規定があるからである。

民訴 236 条（相手方の指定ができない場合の取扱い）

証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、することができる。この場合においては、裁判所は、相手方となるべき者のために特別代理人を選任することができる。

民訴 237 条（職権による証拠保全）

裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。

民訴 238 条（不服申立ての不許）

証拠保全の決定に対しては、不服を申し立てることができない。 (←よく出る)

テープコード

--	--	--

民訴 239 条（受命裁判官による証拠調べ）

第 235 条第 1 項ただし書の場合には、裁判所は、受命裁判官に証拠調べをさせることができる。

<民訴 239 条を準用していない理由>

∴ そもそも民訴 235 条を準用していないからである。

民訴 240 条（期日の呼出し）

証拠調べの期日には、申立人及び相手方を呼び出さなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

民訴 241 条（証拠保全の費用）

証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

民訴 242 条（口頭弁論における再尋問）

証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

民訴 278 条（尋問等に代わる書面の提出）

裁判所は、相当と認めるときは、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代え、書面の提出をさせることができる。

テープコード

--	--	--